

令和 3 年 4 月 30 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入に関する 周知等について

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省より、平成 28 年度税制改正法における消費税法の改正により、令和 5 年 10 月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）について周知の協力依頼がありました。

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには令和 3 年 10 月 1 日に開始される税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要になるといった現行制度からの変更点があります。

この制度については、各団体等で開催する当該制度に関する研修会・説明会への財務省・国税職員等からの講師派遣の対応がされているほか、国税庁よりインボイス制度に関するパンフレットや Q&A、国税庁動画チャンネル（You Tube）が公表されています。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様への周知をいただきたくお願いいたします。

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【適格請求書等保存方式の概要 ―インボイス制度の理解のために―】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

以上

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：佐藤里美
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp